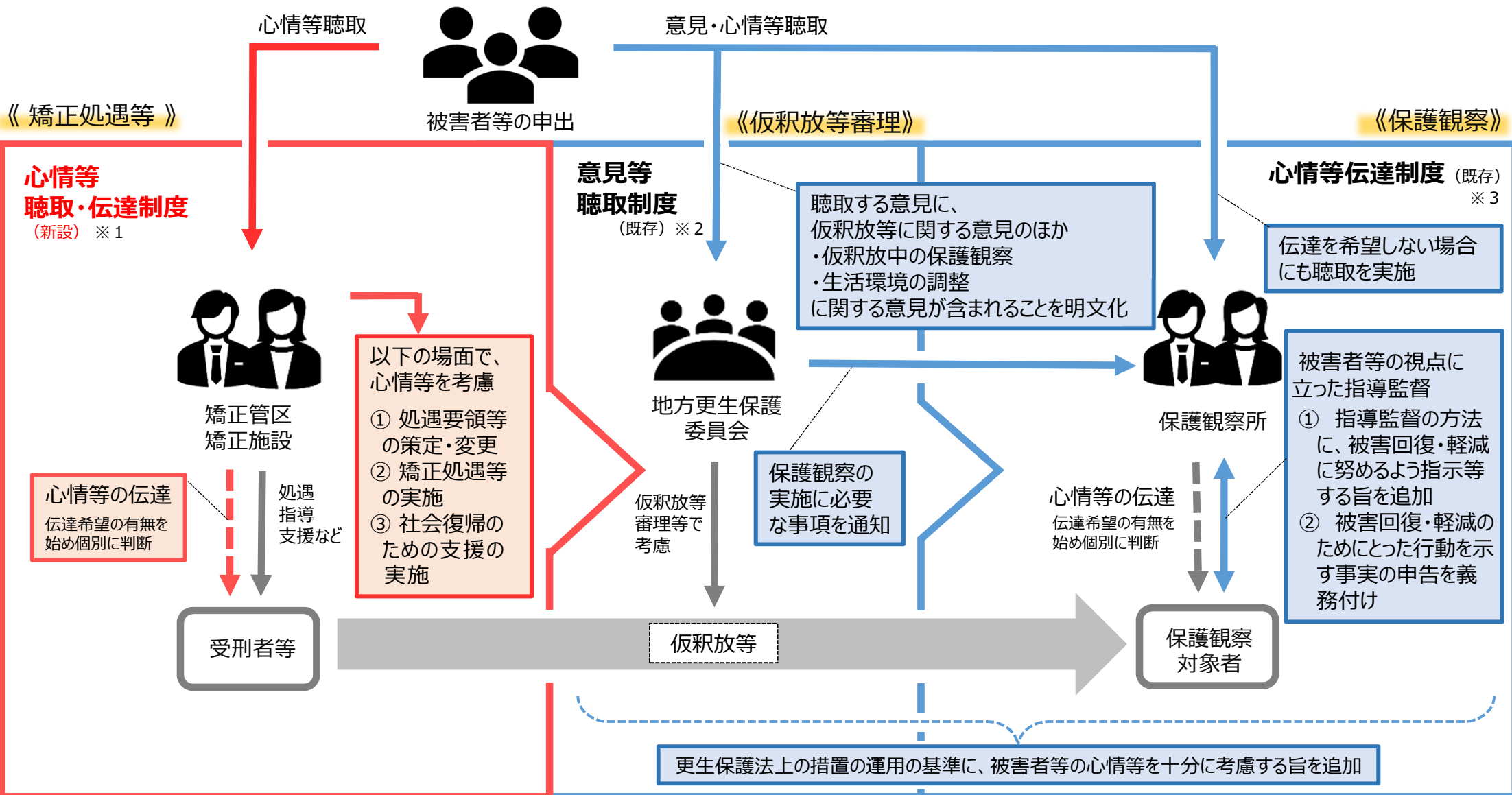


被害者等の心情等を踏まえた処遇の充実の概要 (刑法等一部改正法関連)

法制審議会諮問第103号に対する答申（令和2年10月）別添2及び第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月）を踏まえて制度を新設・拡充。

新設 矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

拡充 被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実



※1 制度の具体的実施方法等は今後検討。

※2 加害者の仮釈放等について被害者等が意見を述べるができる制度。

※3 加害者に対し、被害者等の心情等を伝えることができる制度。

弁護士による犯罪被害者支援に対する 経済的援助に関する検討状況等

犯罪被害者支援弁護士制度検討会

令和2年7月～令和3年4月

支援の対象とすべき犯罪被害者の範囲、支援の在り方等について広く検討し、**論点整理**を行う

取りまとめ（論点・課題の抽出・整理）

- 日弁連委託援助事業を国費負担とする場合における課題
… 弁護士による活動の効果・必然性、他の団体等に優先して国費を投入することの妥当性等
- 法テラスによる犯罪被害者支援業務の充実
… 運用面における改善・見直し等

犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会

令和3年10月～

真に援助が必要な犯罪被害者に対する法的支援・在り方について、実務的な観点から引き続き検討を行い、**運用面における改善・見直し事項を犯罪被害者支援に反映**させるとともに、**法制度化に向けた課題を含めた諸課題の更なる検討**を進める

運用改善

令和4年4月～

- 法テラスの**犯罪被害者支援ダイヤル**の**フリーダイヤル化**
- 法テラスの**DV等被害者法律相談援助**における**電話・オンライン相談**の恒久化

今後の見通し・方向性

ニーズの高さ等を踏まえ、まずは、**性犯罪被害者**を対象として、**捜査段階から弁護士による継続的支援**を受けられるよう、**必要な経済的援助**を行うことを検討

令和5年3月末頃の取りまとめを目指す